

委員提出資料

目 次

佐藤秀樹委員提出資料	・ ・ ・ P . 1
水谷豊三委員提出資料	・ ・ ・ P . 2
中正雄一委員提出資料	・ ・ ・ P . 3
王寺直子委員提出資料	・ ・ ・ P . 5
駒崎弘樹委員提出資料	・ ・ ・ P . 6
秋田喜代美委員提出資料	・ ・ ・ P . 8

子ども・子育て会議（第 39 回）提出資料

食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）への意見

平成 30 年 11月22日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

資料には、2 号認定子どもの「副食費」について、実費徴収とすることが示されています。

本会は、第 37・38 回の子ども・子育て会議に意見書を提出したように、この実費徴収とする扱いについて反対します。

「子どもの最善の利益」のために、2 号認定子どもの副食費について、現状でも公定価格の設定上、基本額の事業費として積算されており、これを維持すべきと考えます。

子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設として、子どもたちの福祉を積極的に増進することに、もっともふさわしい生活の場を求められている私たち保育者にとって、食育も含めた食への取り組みは教育・保育の大切な役割であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応して子どもの育ちを保障するためにも、現状のままとすべきです。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されていません。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

なお、これまで副食費は、保護者負担であっても基本負担分の保育料の一部として位置づけられています。保育料の無償化を理由に実費徴収へと位置づけを変えるべきではなく、現在と同様に保育料として副食費を行政が保護者から徴収すべきです。

以上

第39回子ども子育て会議

意見

全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 水谷豊三

◆2019年度公定価格の対応の方向性について

①処遇改善の推進

2019年4月から1%の賃金引上げは、一般企業の給与水準に近づける意味からも望ましい対応であると評価したい。

②保育所の体制充実については賛同

③職員配置の実態に応じた加算化についても適正な対応であるとする。

◆公定価格の適正化における施設類型別収支差率について

認定こども園においては施設によって1号認定と2号認定の在籍割合が違い、それにより施設整備の補助額も変わることになる。

一般的に1号認定が多く在籍する施設ほど、施設整備の補助額は下がる為、学校法人会計の基本金(建替えに向けた自己資金の積み立て)の必要性が高くなっていく。

こういう実態および学校法人会計の特殊性からみて、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」といった施設類型の違いだけで収支差率の適否を論ずることは妥当ではないと考える。

(認定こども園の中に学校法人会計、社会福祉法人会計、企業会計による施設が混在しているので、それぞれの特殊性に配慮した分析が必要である)

◆小規模保育等の協力園不足について

前回の子育て会議で示したことで、小規模保育の協力園として2号認定の増加にともない公定価格の単価が下がることが、協力園としての動機を下げるのではないかということを述べたが、このことについても検討していただきたい。

「認可外保育施設の無償化について」

1、給付認定を前提とした無償化に反対します。

前回、子ども・子育て会議おきましてお願いしました通り、給付認定を受け、その後、認可保育所等に入所できなかった子どもと保護者のみが無償化されることに反対いたします。認可外保育所を選択する保護者に対しても、無償化の対象となることをお願いいたします。

2、無償化により、保育施設によって保護者の保育料の差異が大きくなることに反対します。

そもそも、当協議会内では認可外保育所の事業者や保護者の間からは、無償化を求める意見は少数でした。幼稚園、認可保育所、企業主導型保育などの無償化が検討されはじめてから、認可外保育所だけが無償化されないのでは、保育施設によって保育料に差異が生じ、そのことから利用者に不利益が生じ、利用者が減るのではないかとの懸念から、認可外保育所も無償化の対象にしてほしいという意見が出始めました。

さらに、認可外保育施設である企業主導型保育事業が無償化であり、その他の認可外保育所が無償化でないということは利用者の立場からは理解に苦しみます。無償化をするのであれば、認可外保育所のすべてを含むようにお願いし、無償化をしないのであれば、認可外保育所の利用者に対して、保育料に差異が生じないような仕組みづくりをお願いいたします。

【資料】（裏面）

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会におけるヒアリング提出資料

【資料】

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会における ヒアリング提出資料

一般社団法人 日本こども育成協議会
副会長 溝口 義朗

【はじめに】

教育の無償化から、いつしか労働問題でもある保育所の待機児童問題を含めた、保育の無償化について並列的に議論されるようになった結果、本来、国の示す教育・保育には含まれていなかった認可外保育施設についても、注視されることとなりました。すでに、多くの認可外保育施設では保育所保育指針を準用し保育を行っています。しかし、利用者側からは認可外保育施設であることから、認可保育所の代替え施設であり、かつ、劣る施設であるというイメージを持たれています。今回の無償化議論において、教育・保育の一端を準用でありながらも担っている事実を踏まえ、待機児童解消とともに、無償化が認可外保育施設での質の担保ともなるような議論をしていただけることを委員の皆様に望みます。

【日本こども育成協議会からの意見】

1、無償化の前に認可外保育施設への補助を…

認可外保育施設を運営する当協議会会員の多くは、保護者保育料の無償化についての関心は高くありません。川崎認定保育園や横浜保育室などの地方単独施策での認可外保育所では、すでに保護者の保育料負担軽減を基礎自治体で施行しているところもあります。切迫する問題は、基礎自治体からの運営費補助がそもそも低いことであり、その不足分を保護者の保育料に転嫁しています。運営費補助が上がれば保護者保育料は下がるという構造が期待できることから、無償化よりも先に、国からの認可外保育施設への補助の創設を望みます。これは、量の拡充のみならず、人件費や保育環境整備等に利用することで、質の担保にもつながります。

2、利用者負担の差がないように…

認可外保育施設であっても認可保育所であっても、保育を行う子どもは同じです。「すべての子ども」を対象とした子ども・子育て支援法からは、認可外保育施設は法外であるからと言って一蹴されて良いわけがありません。財源である税も拠出金も、その保護者が、そして事業者が負担をしてもいます。

また、認可外保育施設は保護者との直接契約です。一方が無償化で、他方が有償であれば、認可外保育施設は選択されず運営は成立しません。その結果、認可外保育施設は閉園されますから、量の拡充は見込まれません。

3、バウチャー制度…

認可外保育施設を無償化する際には、「どこを無償化するのか」の線を引くことは困難です。また、金額において「いくら無償化するのか」も、それぞれの設定する保育料が違うことから困難です。そこで、施設型保育給付でも地域型保育給付でも、そして幼稚園の預かり保育でも認可外保育施設でも使えるような一律の利用券の創設を望みます。給付認定を受けなくとも、この国に生まれてきたすべての子どもが自動的にもらえるような利用券の創設を望みます。利用先は保護者が選択することから、選択による質の担保も可能になると考えます。

以上

第39回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

この子ども・子育て支援制度の根幹はすべての子どもの最善の利益のための「量」の拡充と「質」の向上です。現在行われている5年の経過措置の見直し、幼児教育・保育の無償化の議論についても「すべての子どもの最善の利益のため」に充実した教育・保育及び子育て支援が展開されるための議論となることを願います。また、決して子どもたちとその保護者及びこの職に従事する者たちが置き去りにならない制度の議論となりますようお願いいたします。

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費負担の見直しについて

無償化の前後において、公平性の観点から負担方法の整理と合わせて、食材料費の負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべきであると主張してきた。この観点からすると、負担方法の共通化が図られることについては一定の理解を示すものである。しかし、生活保護世帯やひとり親世帯、市区町村民税非課税世帯においては免除になるよう検討されることと思うが、市区町村民税均等割額家庭、所得割合算額が低い家庭においては食材料費の実費負担が行われることにより、実質負担額が同額程度または増加することも考えられる。都道府県、市区町村と連携した保護者に対するきめ細やかな対応をお願いしたい。また、各施設において食材料費の保護者負担額を決定することになるが、著しく高額になることがないよう対策をお願いするとともに、今回の取扱いの見直しの経緯と内容を保護者に対して丁寧に説明されることを要請する。

2. 1号認定のキャリアアップ研修会について

処遇改善等加算Ⅱにおける1号認定のキャリアアップ研修会の要件及び認定こども園がどのようにキャリアアップ研修会を受講すべきなのか、キャリアアップ研修会の実施要綱の正式な通知をお示ししていただきたい。また、2・3号認定キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許更新講習等の各種研修体系の横断的な受講を相互に認めることや、一定の要件の下で行われる園内研修をキャリアアップ研修として認めることなど、効率的な改革を推進していただきたい。

2018年11月22日
子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定 NPO 法人 フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

◎企業主導型保育の有識者会議には実務者も

- 企業主導型保育で起きている諸問題を話し合うための有識者会議が開催されることが報道されました

企業主導型保育、12月から有識者会議 運用改善を議論

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37939900Z11C18A1PP8000/>

- この中で「有識者会議のメンバーは学識経験者や社労士、自治体関係者などを想定している」とありますが、現場から声があがっているにも関わらず、なぜ企業主導型保育の運営者や親団体が入っていないのでしょうか？
- 社労士や自治体関係者は直接、企業主導型保育にタッチしているわけではありません。
- 企業主導型保育の問題に関する討議から、企業主導型保育に現実的に関わっている人々を排除するのはやめていただけませんか

◎外国人労働者の大幅流入に合わせた施策を

- 現在、出入国管理法改正案が国会で議論されています。5年間で最大34万人の外国人労働者が働くことを政府は想定しています

- 一部の人々は、家族も帯同できるようになるため、保育園・幼稚園等、幼児教育機関は、日本語を話せない子どもと保護者達を丁寧にケアする必要性にすぐに直面します
- 一方、そうした準備が保育・幼児教育領域において整っているかという
と、人的な面、技能的な面で、到底整っているとは言いがたい状況です
- 例えばイスラム教の子どもに合わせた給食に、アレルギー食対応が組み
合わせられた場合、調理・給食対応は非常に複雑になります
- また、日本語が不得手な保護者の方々とのやり取りも、既存の日本語を
ベースにした連絡帳のやり取りでは困難を抱えるでしょう
- 外国人労働者の子ども達も、健やかに、そして社会的に排除されない社
会を創っていくためには、保育業界もまた彼/彼女達を受け止める力と仕
組みを持たなくてはなりません
- 出入国管理法改正案が国会を通過した場合、来年 4 月から一部動き始め
ていきます。よって、こうしたテーマについて、一刻も早い保育業界内
の議論が必要とされています。是非とも、そうした話し合いの場を政府
主導で作っていただけますと幸いです

すべての子どもに平等に、園の徴収事務負担支援を

秋田喜代美（東京大学）

1 私学助成の幼稚園に通う子ども達は今回議論に入れられていない。しかしその園に通う子どもや世帯に対しても、生活保護世帯やひとり親世帯については公定価格内の副食費免除と同様の対応が取られる必要がある。幼稚園においては近くの園に通う場合、親はそれが新制度園か私学助成の園かはわからずに選択していることが多い。どの園に通うかで特に困窮している世帯の負担が減免されないということがないように、今回の措置は私学助成の園にも拡張して副食費免除がなされる必要がある。

2 これまで保育所は食費等を別途徴収することはされていない。この事務処理の増加に対しての事務処理支援が配慮される必要がある。

上記 2 点は、副食費の取り扱いに関して、どの園に通う子どもも平等に、また保育者が専門家として保育にあたる時間を十分にとれ、事務的処理の時間を軽減されるためにぜひとも国や自治体からの支援を考えていく必要がある。